令和　　年　　月　　日

（あて先）川 口 市 長

住　　　所

所　有　者（施　主）　 氏　　　名

連　絡　先 　　 　（　 　 　）

**再生利用対象物及び廃棄物処理方法報告書**

**設置場所の地名・地番**　　川口市

「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第１７条第６項及び第２８条１項の規定により、「再生利用対象物及び廃棄物の保管場所設置届（様式第６号）」を提出するにあたり**、**上記設置場所の廃棄物処理方法を未定としておりました。

事業所の開設・開店に伴い**、令和　　年　　月　　日Ｎｏ．**で提出した「再生利用対象物及び廃棄物の保管場所設置届（様式第６号）」で未定であった廃棄物処理方法を報告します。

＊本報告書を所有者（施主）の責任として副本と共に保管すること。また、第三者へ当該物件の譲渡等を行う場合は、不動産売買に係る重要事項説明の際に併せ、本報告書について所有者（施主）から第三者等へ事前説明し、本報告書を承継すること。

**事業者名**

**代表者名**　　　　　　　　　　　　　　　　　**連絡先**　　 （　 　 　）

**＜再生利用対象物及び廃棄物の処理方法＞**

1. **許可業者名　　　　　　　　 　　　契約開始日**令和　 　年　　 月　　 日
2. **その他の方法**

**川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例　（抜粋）**

**第17条**（事業用建築物の所有者等の義務）

**６項**　　　事業用建築物を建設しようとする者（以下「事業用建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる物及び廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

**第27条**（事業系一般廃棄物の処理）

**１項**　事業者は、第７条の規定により定められた計画に従い、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

**第28条**（事業系一般廃棄物等の保管場所）

**１項**　　　規則で定める事業者は、その建物又は敷地内に再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

**川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則　（抜粋）**

（再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準）

**第15条**　条例第17条第４項及び第６項前段の規則で定める再生利用の対象となる物（以下「再生利用対象物」という。）の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(１)　廃棄物の保管場所と明確に区分し、再生利用対象物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再生利用対象物が汚染されないようにすること。

(２)　再生利用対象物を十分に収納し、品目別に分別し、その種類に応じた適切な保管ができること。

(３)　再生利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

(４)　保管場所には、再生利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

２　条例第17条第４項及び第６項前段の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(１)　事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。

(２)　事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

(３)　事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発生し、及び雨水が流入するおそれがないこと。

(４)　ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(５)　作業の安全及び衛生を確保するために、換気、採光、給水、排水等必要な措置が講じられていること。

(６)　運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。

(７)　保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。